

# 特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン

## コンプライアンス規程

(目的)

### 第1条

本規程は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン(以下、「当団体」) が適正な活動を維持し発展するために、コンプライアンスに係る方針及びその推進に関する必要な事項を定め、これらを遵守した運営体制を確立すること目的とする。

(コンプライアンスの定義)

### 第2条

本規程におけるコンプライアンスとは、本規程に定める行動規範に従いながら、当団体の事業活動やそれに関連する社会的諸活動等(以下、「事業活動等」)に関わる法令並びに当団体における各種規程(定款・規約・規則・規程及び倫理)を遵守することをいう。

(本規程の適用範囲)

### 第3条

本規程は、当団体の全ての役員及び職員(正職員、契約職員、パート・アルバイト職員、嘱託職員、出向職員、派遣職員及びその他当団体業務従業者を含む。以下「役職員」という。)に適用される。

(組織)

### 第4条

当団体は、コンプライアンスに関する諸事項を取扱い、本規程の適切な運用を実現するために、理事会の決議に基づき、コンプライアンスに係わる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス担当責任者
- (3) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

### 第5条

コンプライアンス担当理事(以下「担当理事」という)は、副代表理事とする。担当理事は、理事会に対し、定期的に当団体のコンプライアンスの状況について、報告する。

(コンプライアンス担当責任者)

## 第6条

コンプライアンス担当責任者(以下、「担当責任者」)は事務局長とする。

2. 担当責任者は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3. 担当責任者は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項を担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(コンプライアンス委員会)

## 第7条

コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という)は、理事会の諮問機関として、当団体のコンプライアンスの醸成に関する業務を行う。

2. コンプライアンス委員会は、担当理事、担当責任者、および外部有識者コンプライアンス委員で構成される。

3. 外部有識者コンプライアンス委員は、理事会において選任、又は解任する。

4. 委員会は、以下の事項を遂行する。

(1) コンプライアンスの啓蒙および教育研修活動の推進

(2) コンプライアンス施策の検討及び策定

(3) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

(4) 潜在リスクの予知ならびに分析

(5) 内部通報及び内部監査により出てきた問題への対処

(6) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

(7) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(6) コンプライアンス違反(不祥事件を含む)に関する処分方針の検討

(7) 第6号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第7号の処分及び再発防止策の公表

(8) その他担当理事が指示した事項

(委員会の開催)

## 第8条

コンプライアンス委員会は、定例委員会として、担当理事の招集により、毎年3月に開催する。

2. 担当理事は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(決議)

#### 第9条

委員会の議事は、委員総数の3分の2以上が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。

2. 委員会の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合には、その委員の数は議決の正否を判定する際に、出席した委員の数に参入しない。

(緊急の処置)

#### 第10条

担当理事は重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ団体に重大な損害を及ぼすと認められる事実を確認した場合には、第9条による委員会の議決をえることなく行為者の属する当該部門長に対し、当該行為者に対する停止措置をとるよう命じることができる。

2. 前項の場合、委員長は停滞なく各委員に当該事実の経過及び停止処置に至った理由を説明し、改めて委員に計ると同時に、調査を開始しなければならない。

(報告)

#### 第11条

役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに必ずコンプライアンス担当責任者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2. コンプライアンス担当責任者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告する。

3. 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当責任者を經由すること

ができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(コンプライアンス教育)

#### 第12条

当団体は、役職員に対して毎年コンプライアンスに関する研修を行う。

2 当団体の役職員は、当団体の倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、研修を受けるものとする。

(監事との協議)

#### 第13条

委員会は、コンプライアンス問題に関し、必要に応じて適宜監事と協議する。

(懲戒等)

#### 第14条

役職員が第11条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2. 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従いけん責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3. 前項の懲戒処分は、役員においては理事会において決議し、職員については代表理事がこれを行う。

(役職員の行動規範)

第15条 当団体の役職員は、コンプライアンスを推進し、当団体に対する誠実義務を果たすとともに、以下の行動規範に従って、当団体の事業活動等に公正かつ熱心に従事するものとする。

1. 他者の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、宗教、心身の障がい、または年齢を理由として差別をしない。
2. 職務上の立場を利用して不正に個人的な利益を得ない。関係する団体や個人から、社会通念を超える接待を受けたり、金銭・贈り物等を受領しない。また、当団体の財産

(有形無形) を私的に流用しない。

3. 関係団体や政府機関（地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む。）及びその職員（元職員を含む。）、政治家（候補者を含む。）等に対し、法令及び健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供をしない。
4. 事業活動等に関し、代理店等に対し業務委託を行うなど当団体外との契約をする場合、原則として、事前にその報酬等につき、合理的に取り決め、報酬の支払につき法令上の規制がある場合には、当該法令に従う。
5. 当団体が取扱う個人又は団体に関する情報の保護を徹底し、不適切な情報の開示・漏洩、目的外使用や第三者提供等をしない。
6. 会計情報を正確に記録し不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わない。
7. その他、一般的社会規範を含む社会的なルールを遵守し、高い倫理観を保持し、当団体が社会から期待されるあるべき姿を想定して良識をもって適切に行動する。

(本規程の改廃)

第16条 本規程の改廃については、委員会で事前に協議した上で、理事会で決議する。

(付則)

この規程は、2024年8月29日から施行する。